

所管部課	地域福祉部 福祉推進課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市民生委員推薦会定数規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
<p>附属機関の委員の選出区分に市議会議員を含めることは、地方自治法の趣旨（議決機関と執行機関を分立していること）に照らして不相当であることから、選出区分の見直しを行うため、改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容 委員定数を14名から12名に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和5年5月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 地方自治法の趣旨に沿った委員構成となる。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
文書課において審査済み					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p> <p>本規則の改正後、東大和市民生委員推薦会事務取扱要領の選出区分の改正を行うこととしたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。